

家庭用暖房契約 (選択約款)

令和7年12月1日実施



目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結および契約期間	3
6. 使用量の算定	4
7. 料 金	4
8. 単位料金の調整	4
9. 名義の変更	6
10. 契約の変更	6
11. 解 約	6
12. 清 算	6
13. その他	6

付 則

1. 実施時期	7
2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置	7
(別 表)	7

1. 目的

この選択約款は、家庭用ガス暖房の普及を通じ負荷調整を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社はこの選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) および(4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「家庭用暖房機器」（以下「暖房機器」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器又は熱源機を利用し温水を循環させて暖房を行うシステムで専用住宅又は併用住宅で使用する機器をいいます。
- (2) 「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3) 「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の目的に使用する部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) 「その他期」とは、5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの7か月間をいい、「冬期」とは、12月使用

分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの5か月間をいいます。

- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (6) 「消費税率」とは、消費税法の規程に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (7) 「単位料金」とは、8. に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。
- (8) 「ガス小売事業者」とは、ガス事業法第2条第3項に規定される事業者をいいます。
- (9) 「託送供給約款」とは、ガス事業法第2条第6項に規定される一般ガス導管事業者がガス事業法第48条に従い定める託送供給約款をいい（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）、本約款においては当社の託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）をいいます。
- (10) 「当社（導管部門）」とは、ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む当社の部門を指します。
- (11) 「ガス小売供給に係る無契約状態」とは、お客さまが5（1）のガス使用の申し込みを当社に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフや、ガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。

なお、当社がいずれのガス小売事業者とも託送供給契約を締結していないにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態である場合（当社がお客さまとガス小売供給に係る契約を締結している場合を除く。）には、当社は、ガス小売供給に係る無契約状態と判断いたします。
- (12) 「年度」とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。
- (13) 「スイッチング」とは、同一の需要場所かつ同一のお客さまについて、検針日とその検針日の翌日を境にガス小売事業者が変更されることをいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 暖房機器を以下のいずれかの条件で使用されること。
 - ① 専用住宅で使用する。
 - ② 併用住宅で、業務用部分と居住部分に専用でガスメーターが設置されていて、居住部分で使用する。
- (2) 一需要場所におけるメーターの能力が16立方メートル毎時以下であること。
- (3) 当社が（1）または（2）の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合に

において、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾すること。

5. 契約の締結および契約期間

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。なお、契約を変更する場合も同様といたします。
- (3) 契約期間は、(4)に該当する場合を除き、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日（以下「適用開始日」といいます。）から、その翌年度最初の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（スイッチングによる開始を含みます。）以前の場合は、そのガスの使用を開始する日を適用開始とし、その日から、その翌年度最初の定例検針日までといたします。
- (4) 3（11）のガス小売供給に係る無契約状態が存在する場合は、その事由発生日（契約が解約された日）の翌日を適用開始日とし、その日から、その翌年度最初の定例検針日までとすることがあります。
- (5) 契約期間満了日以前に解約の申し込みがない場合、この選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその翌年度最初の定例検針日まで継続するものとし、以後これにならうものといたします。
- (6) (5)に基づきこの選択約款を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 供給条件の説明は、更新後の契約期間を当社が適当と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。
 - ② 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
- (7) 当社は、この選択約款に基づく契約を、その契約期間満了前に契約の解約をされたお客さまから、同一需要場所において再びこの選択約款又は他の選択約款に基づく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の適用開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、当社は、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合は、この限りではありません。
- (8) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款に基づく契約申し込みを承諾できないことがあります。
- (9) 専用住宅において、この選択約款をご選択いただいた場合、同一需要場所において他の選択約款又は一般ガス供給約款に基づくガスの需給契約は締結できません。
- (10) 併用住宅において、この選択約款をご選択いただいた場合、居住部分において他の選択約

款又は一般ガス供給約款に基づくガスの需給契約は締結できません。なお、店舗・作業場・事務所など業務部分には、この選択約款は適用できません。

6. 使用量の算定

- (1) 当社（導管部門）は、前回の検針日および今回の検針日（解約による検針日を含みます。）におけるガスメーターの読み（以下「検針値」といいます。）により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。
- (2) 当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客さまへお知らせいたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(4)により算定された料金（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を、料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が一般ガス供給約款に規定する休日（以下「休日」といいます。）の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。
- (3) 当社は、早収料金および遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (4) 当社は、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの期間については、別表の料金表（料金表の基本料金、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定し、5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの期間については、一般ガス供給約款に定める料金の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (5) 料金は、口座振替、クレジットカード払い又は払込みのいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金＋0.078円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金－0.078円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

（備考）

上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

（2）（1）の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

86,530円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表2（3）に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）およびトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算定式）

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9608 \\ &\quad + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0513 \end{aligned}$$

（備考）

トン当たりLNG平均価格およびトン当たりLPG平均価格は、当社ホームページ、当社の本社等に掲示いたします。

- ③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算定式）

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 名義の変更

- (1) ガスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていたお客さまのガス使用契約に関する全ての権利および義務（前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義を変更していただきます。
- (2) (1) の場合において、前に使用されていたお客さまとのガス使用契約が消滅している場合には、5 (1) の規定により申し込んでいただきます。
- (3) お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

10. 契約の変更

2 (1) によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更することができるものいたします。

11. 解 約

- (1) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約できるものいたします。ただし、5 (7) の規定によりその後の契約の締結にあたって制限を受ける場合があります。
- (2) お客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、当社の申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約できるものいたします。なお、4の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。
- (3) (1) 又は (2) の申し出に基づく解約の日は、申し出が相手方に到着した日（以下「解約申出日」といいます。）以降最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日が定例検針日と同日の場合は、その日といたします。
- (4) この選択約款に基づく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまから一般ガス供給約款に基づく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

12. 精 算

11 (2) なお書きの規定にかかわらず、お客さまが4の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般ガス供給約款の規定に基づき算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

13. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施期日

この選択約款は、令和7年12月1日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

- (1) この選択約款実施の前日に現に選択約款の家庭用暖房契約（令和元年10月1日実施）および家庭用温水暖房契約（令和元年10月1日実施）の契約が成立している場合には、令和7年12月1日以降、一般ガス供給約款および本選択約款をあわせて適用します。
- (2) 当社は、令和7年12月31日までに支払い義務が発生する料金については、令和7年11月30日まで適用される変更前の家庭用暖房契約選択約款および家庭用温水暖房契約選択約款に基づき算定し、令和8年1月1日以降に支払義務が発生する料金については、この約款に基づき算定いたします。

(別 表)

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから5立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が5立方メートルをこえ、20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が20立方メートルをこえ、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が50立方メートルをこえ、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が100立方メートルをこえる場合に適用いたします。

2. 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

を適用いたします。

- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 早収料金および遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

3. 料金表A (消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1 か月につき	1, 496. 00 円
---------	--------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	213. 64 円
-------------	-----------

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B (消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1 か月につき	1, 661. 00 円
---------	--------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	180. 64 円
-------------	-----------

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C (消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1 か月につき	1, 870. 00 円
---------	--------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	170. 19 円
-------------	-----------

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. 料金表D (消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1か月につき	3,190.00 円
--------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	143.78 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

7. 料金表E (消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1か月につき	3,630.00 円
--------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	139.38 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。